

平成29年度

畜産施設整備事業補助金

評価表

NO.

27

所管部課名	畜産課		担当者	宮路				
事務事業名	畜産施設整備支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱及び畜産施設整備事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	13,316 千円	国県支出金 千円	一般財源 13,316 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	肉用牛生産額		71.0 億円		平成34年度			
成果指標②	整備件数		30 件		平成34年度			
補助対象者	各地域和牛振興会、肥育農家							
補助対象経費	機具導入や畜舎等の新築・施設の機能向上に対する助成							
補助対象事業・活動の内容	本市の基幹作物である肉用牛の増頭を図り、生産基盤の強化及び効率的な飼育体形を確立するため、簡易畜舎等を推進し、その建設費等の一部を助成する。							
補助金額又は補助率	50万円を上限に事業費のおおむね1/3の額							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	19,162,000	83.9%	13,888,000	75.6%	25,008,000	74.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	19,162,000	83.9%	13,888,000	75.6%	25,008,000	74.6%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	3,679,000	16.1%	4,471,000	24.4%	8,523,000	25.4%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	22,841,000	100.0%	18,359,000	100.0%	33,531,000	100.0%	
	支出	事業費	22,841,000	100.0%	18,359,000	100.0%	33,531,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	22,841,000	100.0%	18,359,000	100.0%	33,531,000	100.0%	
	支出計/前年度支出計				80.4%		182.6%	
自己資金/前年度自己資金				72.5%		180.1%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		8		7		7		
成果指標の推移①		57.5 億円		70.3 億円		71.0 億円		
成果指標の推移②		19 件		19 件		25 件		
特記すべき事項等	【今年度改善点】特になし 【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」、指摘事項は「特になし」 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】事業説明会時に周知 【費用対効果】畜産農家の基盤整備経費の削減や労力軽減、規模拡大等に寄与している。 【補助事業以外の事業】各種市単補助事業の補助団体として、農家の申請手続きの軽減に資する。 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家で構成された組織であり、本市の畜産振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	施設整備に多額の資金を要するため、農家の経営基盤の安定を図る上で当面支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	畜舎等の整備に対する農家の要望は強く、生産性向上や労力低減、規模拡大につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	補助金交付要綱で定めた補助対象者である。一部の肉用牛農家の申請を除き、和牛振興会が事業主体となることで、会員の事務手続きの軽減につながっている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	情勢の変化に対応して、補助事業・単価等の見直しを行っている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	畜産農家の規模拡大や労力低減を促進するためには今後にも必要な事業である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	和牛振興会は各種補助金等に関し、農家を代表する事業主体として、各種肉用牛振興事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	他の補助事業でも対象となる農家有一部分があるが、多くの農家は当該事業の活用しかできないことから妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	畜産施設整備事業補助金交付要領に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 施設整備に関しては、ほとんどの農家は当該補助事業の活用しかできないことから現状のまま継続する。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

畜産施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる畜産施設整備事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない肉用牛農家に対して交付する。

2 畜産施設整備事業補助金に係る補助事業等は、畜産農家が牛舎等の施設整備を行うものであること。

(補助金の額)

第3条 畜産施設整備補助金の額は、予算で定める額以内とし、次に定める額とする。

(1) 畜舎、堆肥舎の新・増改築に対し、50万円を上限に事業費の概ね1/3の額

(2) スタンション、離乳ゲージ等に対し、50万円を上限に事業費の概ね1/3の額

(補助対象経費)

第4条 畜産施設整備補助金は、畜舎の新・増設及び堆肥舎の新設並びにスタンション、離乳ゲージ及び簡易堆肥舎等の施設整備に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 畜産施設整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 畜産施設整備事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に畜産施設整備事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 畜産施設整備事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について、当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 当該補助事業等に係る着工前及び完成写真

(3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書

(4) 前3号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 畜産施設整備事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 畜産施設整備事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 畜産施設整備事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 畜産施設整備事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。